

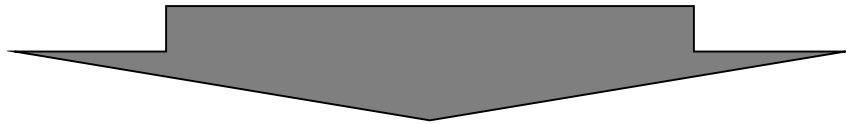
生活道路の交通安全対策事業の試行実施について

1 現状

- ・市民に身近な生活道路における交通安全対策は、交通管理者である警察とも連携し、人にやさしいみちづくり事業やゾーン 30 の指定等を実施してきているが、依然として生活道路への通過車両等の進入があり、生活道路での自動車の高速走行等に関する意見が寄せられている。
- ・そのため、令和 7 年度から、市民要望に加え、交通事故発生状況や交通量等も踏まえ、面的エリアを対象に、生活道路の交通安全対策事業を試行実施する。

2 試行実施の考え方

- ・考え方：都市計画道路や幹線道路に囲まれたエリアにおける生活道路を対象とし、面的な影響を考慮、通過車両の排除・抑制、高速走行車両の抑制、歩行者の安全・安心な通行を目指す。



- ・エリア選定にあたっての要素：

・交通事故発生件数	・定性的評価（未整備の計画道路の有無等）
・交通管理者の視点（ゾーン 30 指定エリア）	・教育委員会の視点（通学路合同安全点検）
- ・対策内容（例）：



ハンプ（杉並区）



狭さく（練馬区）



ボラード（練馬区）



カラー舗装（市内）

3 スケジュール

令和 7 年度	エリア選定、交通安全対策案の検討、地域住民との意見交換
令和 8 年度～	交通安全対策の試行実施
	事後評価
	（対策の試行実施後に定期的・継続的な交通量調査、地域住民との意見交換の実施）
	本格実施に向けた進め方の再整理
	エリア再評価・選定、本格実施